

ノーモア・ミナマタ第2次近畿国賠訴訟全面勝訴判決を受けて

2023年9月27日

ノーモア・ミナマタ第2次近畿国賠訴訟原告団・弁護団
ノーモア・ミナマタ被害者・弁護団全国連絡会議

本日、大阪地方裁判所第9民事部は、ノーモア・ミナマタ第2次近畿国賠訴訟について、最大の争点である原告らの水俣病への罹患に関し、原告128名の「全員」を水俣病と認め、被告国、熊本県、チッソらに総額3億5200万円（各原告の損害一律250万円＋弁護士費用25万円、計275万円）の支払いを命ずる原告全面勝訴の判決を言い渡した。

救済された原告には、特措法の対象地域外の原告、年代外の原告、特措法未申請原告の全員が含まれている。

この判決は、被告らの患者切り捨てを厳しく断罪したものであり、全国で闘われているノーモア・ミナマタ第2次訴訟の先陣をきる判決として、未救済原告を励まし、全ての水俣病被害者の救済に向けて大きな一歩を踏み出すものである。

原告らはいずれも、熊本・鹿児島両県にまたがる不知火海沿岸一円に居住歴のある者で、チッソ工場排水中のメチル水銀に汚染された魚介類を摂食した、いわゆる慢性水俣病の患者であり、加害企業チッソとその有毒な排水規制を怠った国、熊本県に対して損害賠償を求めてきたものである。

原告らは、出身地を離れていることから、水俣病の情報から遮断され、症状に苦しみながら医療機関を受診しても原因不明とされ、自らが水俣病被害者であることさえ知ることができなかった。そのため特措法申請の機会さえ奪われていた者も多く、また水俣病との診断を受けた後も、公健法や特措法の救済を受けることができなかった被害者である。

これらの原告を水俣病と認めた本判決は、まず特措法未申請の原告について水俣病と認めたことから、救済申請受付の打ち切りの誤りを、更に地域外・年代外の原告を水俣病と認めたことから、公健法・特措法の対象地域内外等の線引きにより不知火海一円に居住していた原告らを切り捨ててきた国や熊本県の施策の誤りを明確に断罪し、従来の被告国らによる水俣病被害者救済策の根本的転換を迫るものである。

また、本判決が、被告らの不法行為から20年が経過等すれば損害賠償請求が出来なくなるという除斥期間の主張を排斥したことも、慢性水俣病患者の甚大な被害の救済を重視し、被告国・熊本県やチッソの加害責任を免れさせないものであり、高く評価できる。

以上のとおり、本判決は、原告らはもちろん、全国の水俣病被害者救済を大きく前進させる原告勝訴の判決と評価しうるものである。

我々、ノーモア・ミナマタ第2次近畿訴訟の原告団、弁護団は、この勝訴判決を力に、ノーモア・ミナマタ第2次熊本、東京、新潟訴訟の原告団、弁護団とも連帯して、県外居住者を含む全ての水俣病被害者の救済という課題を実現するため引き続いて奮闘する決意を表明するとともに、被告国・熊本県・チッソらが、本判決を厳粛に受けとめ、高齢化する原告らの早期救済に向けて直ちに解決協議に応ずるよう強く求めるものである。

以上、声明する。

平成26年(ワ)第9280号 ほか11件

判 決 骨 子

【結論】

- ◆ 本件患者ら（原告ら、ただし相続が発生している場合は被相続人ら）128人全員について、水俣病に罹患している（不知火海の魚介類を介したメチル水銀への曝露により、四肢末梢優位の感覚障害又は全身性感覚障害等の症候を生じるに至った）と認定し、1人につき損害賠償金275万円（内訳：慰謝料250万円、弁護士費用25万円）及び遅延損害金の支払請求を認めた。
- ◆ ただし、被告国・被告熊本県が国家賠償法上の責任を負うのは、昭和35年1月以降の規制権限不行使に限られるところ、本件患者らのうち6人については、メチル水銀への曝露時期がそれより前に終了していることから、被告チッソのみの支払義務を認めた。上記6人以外は、被告らの連帯支払義務を認めた。

【病像関係】

- ◆ メチル水銀への曝露と、四肢末梢優位の感覚障害及び全身性感覚障害との間に、疫学的因果関係が認められる。このことは、法的因果関係を判断する上で重要な基礎資料となる。
- ◆ WHOのクライテリア101（1990年）等に発症閾値として示された毛髪水銀値50ppmを下回る低濃度のメチル水銀であっても、長期にわたり曝露することによって水俣病を発症する可能性がある。
- ◆ 曝露終了から長期間経過後に発症する遅発性水俣病の存在が認められる。特定の年数をもってその発症時期を限定することはできない。

【曝露関係】

- ◆ 特措法の対象地域外であっても、不知火海で獲れた魚介類を継続的に多食したと認められる場合には、曝露が認められる。
- ◆ 被告チッソ水俣工場におけるアセトアルデヒド製造停止（昭和43年）後も、少なくとも水俣湾の仕切網が設置された昭和49年1月までの時期に、水俣湾又はその近くで獲られた魚介類を多食した者については、曝露が認められる。

【除斥期間関係】

- ◆ 除斥期間（改正前民法724条後段）の起算点は、共通診断書検診に基づいて水俣病と診断された時である。本件患者らについて除斥期間は経過していない。

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟の原告
(赤字部分が9月6日付けのものから修正した箇所)

- 1 近畿訴訟の原告 128名(令和5年9月26日現在)
 - ア 現住地 大阪府62名 兵庫県 京都府 奈良県
滋賀県 和歌山県 愛知県 岐阜県 三重県
広島県 岡山県等⇒2府11県
 - イ 出身地
 - (ア)熊本県(85名)
 - 特措法対象地域(28名)
芦北町2名 田浦町2名 龍ヶ岳町7名
御所浦町6名 津奈木町1名 水俣市10名
 - 特措法対象地域外(57名)
芦北町1名 河浦町(宮野河内)7名 倉岳町24名
新和町11名 姫戸町11名 水俣市1名 八代市2名
 - (イ)鹿児島県(43名)
 - 特措法対象地域(29名)
阿久根市4名 旧東町12名 出水市13名
 - 特措法対象地域外(14名)
阿久根市5名 出水市0名 旧長島町8名
伊佐市1名
 - ・特措法対象地域外 合計71名
 - ・特措法対象年代外(昭和45年以降)出生者 4名
 - ・特措法申請原告 39名
うち非該当者 37名(残りの2名は療養費のみ認定。提訴時に手帳返上)
 - ・特措法未申請 89名
- 2 他訴訟の原告数(いずれも令和5年8月末日現在)
 - (1) 熊本 1405名
 - (2) 東京 75名
 - (3) 新潟 151名

以上